

雫石町監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 27 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

令和 6 年度定期監査（期末監査）報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度中の事務事業全般及び決算

2 監査実施日

【公営企業会計】	事前監査	令和 6 年 6 月 17 日～6 月 21 日（2 日間）
	本監査	令和 6 年 6 月 24 日（1 日間）
【一般会計及び特別会計】	事前監査	令和 6 年 6 月 26 日～7 月 10 日（6 日間）
	本監査	令和 6 年 7 月 17 日～7 月 29 日（5 日間）

3 監査場所 役場庁舎 3 階 図書監査室

4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を行った。

- ・ 予算編成及び執行、事務事業等が法令や条例等に従って適正に行われているか。
- ・ 予算及び業務等の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。
- ・ 経営状況及び財務状況は良好であるか。
- ・ 経費の支出は効率性、経済性を有していたか。
- ・ 支出事務は、違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ・ 契約事務は、適正かつ公正に行われているか。
- ・ 公有財産や物品等の管理が適正かつ効率に行われているか。

5 監査手続き

雫石町監査実施要領第 15 条に規定する監査技術を選択適用して実施した。

6 監査の手順

- （1）事前監査 提出された「令和 6 年定期監査（期末監査）調書」を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取り資料の追加提出を求めた。
- （2）本監査 事前監査で抽出した確認事項等について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め対面による監査を実施した。

第 2 監査の結果

監査の結果、各会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況等は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。しかしながら、一部の事務処理について、改善、検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

◆共通事項

(1) 業務委託契約書仕様書に記載された個人情報の保護に関する記載について、現行条例への修正がなされておらず、廃止済みの条例が記載されたまま契約締結したものが散見されたため、再度法令を確認し適切な事務処理をされたい。

(対象課：農林課、福祉課、観光商工課)

(2) 物品の売買契約を複数締結していたが、当該契約書に印紙が貼付されていた。印紙税法によると、物品売買契約書は課税文書に該当しないため、印紙貼付は不要である。

(対象課：防災課、学校教育課)

◆個別事項

学校教育課

【指摘事項】

- ・ 雫石高校将来ビジョン推進事業負担金

負担金とは、「法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの」と定義されているが、このほかに「任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合」も負担金として取り扱うことができる。一方、補助金とは、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの」と定義されている。

雫石高校将来ビジョン推進事業について、その構成団体に本町が加わっておらず、また、本事業実施に係る経費について反対給付を求めずに支出している現状から、負担金ではなく補助金として支出すべきと推察するため検討されたい。

生涯文化スポーツ課

【指摘事項】

- ・ 青少年ホーム扉部材修繕

当該修繕について、早急に修繕する必要があることから1者随契としている。しかし、1者随契は、地方自治法施行令第167条の2のいずれかの号に該当することが明らかであること、かつ真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものである。競争性・有利性を担保するため、法令に基づき2者以上から見積書を徴収すべきである。

農林課

【注意事項】

- ・ 農林産物直売・食材供給システム運営業務委託料

契約書に雫石町契約規則第22条第2項に規定されている紛争解決方法の条項がないため、再度雫石町契約規則を確認されたい。